

春日部市中小企業近代化資金融資あつ旋条例及び春日部市小口特別融資あつ旋条例の一部を改正する条例

(春日部市中小企業近代化資金融資あつ旋条例の一部改正)

第1条 春日部市中小企業近代化資金融資あつ旋条例（平成17年条例第127号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>(融資あつ旋の条件)</p> <p>第5条</p> <p>(5) 保証 埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に付するものとする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) <u>担保 必要に応じ物的担保を提供させることができる。</u></p> <p>(融資あつ旋可否の決定)</p> <p>第11条 市長は、申込書を受理したときは、申込内容を<u>調査し、融資のあつ旋可否を決定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>市長は、前項の規定により融資することが適当と認めるときは、金融機関にこれを通知する。</u></p> <p>3 前項の通知を受けた金融機関は、市長の意見を尊重して<u>融資の審査</u>を行うものとする。</p> <p>4 金融機関は、前項の審査により融資することが適当と認めるときは、保証協会の保証に付するものとし、保証協会が保証の承諾をした後に、融資を行うものとする。</p> <p>(融資あつ旋の取消し)</p> <p>第12条 市長は、<u>融資あつ旋</u>の決定を受けた者が<u>融資あつ旋</u>の決定後45日以内に借入手続を完了しないときは、取消しすることができる。</p>	<p>(融資あつ旋の条件)</p> <p>第5条</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>保証及び担保 埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に付するものとし、必要に応じ物的担保を提供させることができる。</u></p> <p>(融資あつ旋可否の決定)</p> <p>第11条 市長は、申込書を受理したときは、申込内容を<u>調査し、春日部市融資審査会条例（平成17年条例第126号）に定める審査会に諮り、融資のあつ旋可否を決定しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項により融資することが適当と認めるときは、金融機関にこれを通知する。</u></p> <p>3 前項の通知を受けた金融機関は、市長の意見を尊重して<u>融資</u>を行うものとする。</p> <p>(融資の取消し)</p> <p>第12条 市長は、<u>融資</u>の決定を受けた者が<u>融資</u>決定後45日以内に借入手続を完了しないときは、取消しすることができる。</p>

2 市長は、融資あっ旋を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資あっ旋の全部又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができる。

(貸付金の実行及び回収報告書)

第13条 金融機関は、第11条第4項の規定により資金の貸付けを行い、又は既に貸し付けたものの償還を受けたときは、貸付実行報告書及び回収状況報告書を市長に提出するものとする。

(損失補償)

第15条 市は、この融資において保証協会が代位弁済をした場合は、保証協会との損失補償契約に基づき算出した額を保証協会に補償するものとする。

2 市長は、融資を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、融資の全額又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができる。

(貸付金の実行及び回収報告書)

第13条 金融機関は、第11条第3項の規定により資金の貸付けを行い、又は既に貸し付けたものの償還を受けたときは、貸付実行報告書及び回収状況報告書を市長に提出するものとする。

(損失補償)

第15条 市は、この融資において保証協会が代位弁済をした場合は、その支払われた元金から中小企業信用保険法に基づき受領した保険金を控除した額の2分の1と、これによって支払う利息額との合計額を保証協会に補償するものとする。ただし、保証協会の責によらず保険金を受領できないときは、保証協会が代位弁済に際して支払う代位弁済元金及び利息額の合計額とする。

(春日部市小口特別融資あっ旋条例の一部改正)

第2条 春日部市小口特別融資あっ旋条例（平成17年条例第128号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
春日部市 <u>小口資金</u> 融資あっ旋条例 (融資あっ旋の <u>種類等</u>)	春日部市 <u>小口特別</u> 融資あっ旋条例 (融資あっ旋の <u>限度額及び回数</u>)
第4条 融資あっ旋の <u>種類及び限度額は、次のとおり</u> とする。 (1) 一般小口資金 限度額1,250万円 (2) 特別小口資金 限度額1,250万円 (融資あっ旋の条件)	第4条 融資あっ旋の <u>限度額は、1,250万円まで</u> とする。 (融資あっ旋の条件)
第5条 (5) 保証 埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に付するものとする。 (6) (略)	第5条 (5) (略)

(7) 担保 必要に応じ物的担保を提供させることができる。

3 第1項第6号及び第7号の規定にかかわらず、特別小口資金の融資あつ旋をする場合は、連帯保証人及び物的担保を要しない。

(申込人の資格)

第6条

(1) 市内に住所又は事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいること。

(3) 市税を完納していること。

2 特別小口資金の融資あつ旋を受けようとする者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 個人にあっては市の住民票の記載の届出をしてから、法人にあっては市内に登録してから1年以上経過していること。

(2) 常時雇用する従業員が、20人以下（商業又はサービス業にあっては、5人以下）であること。

(3) 申込み以前の1年間において、個人にあっては市民税の所得割、法人にあっては法人税割の納期が到来した税額があること。

(4) 保証協会の保証（保証協会の定める特別小口保証を除く。）が付された債務が無いこと。

(融資あつ旋の申込み)

第10条 融資あつ旋を受けようとする者は、春日部市小口資金融資あつ旋申込書（以下「申込書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(融資あつ旋可否の決定)

第11条 市長は、申込書を受理したときは、申込内容を調査し、融資のあつ旋可否を決定しなければならない。

(6) 保証 埼玉県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証に付するものとする。

3 第1項第5号の規定にかかわらず、保証協会の定める特別小口無担保無保証人保証制度に係る規程に定める要件を有する場合は、連帯保証人を要しない。

(申込人の資格)

第6条

(1) 市内に住所又は事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいること。ただし、保証協会の定める特別小口無担保無保証人保証制度要綱の適用を受ける者は、個人にあっては市の住民票の記載の届出をしてから、法人にあっては市内に登録してから1年以上経過していること。

(3) 市税を完納していること。ただし、保証協会の定める特別小口無担保無保証人保証制度要綱の適用を受ける者は、申込み以前1年間において、個人にあっては市民税の所得割、法人にあっては法人税割の納期が到来した税額があること。

(融資あつ旋の申込み)

第10条 融資あつ旋を受けようとする者は、小口特別融資あつ旋申込書（以下「申込書」という。）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(融資あつ旋可否の決定)

第11条 市長は、申込書を受理したときは、申込内容を調査し、春日部市融資審査会条例（平成17年条例第126号）に定める審査会に諮り、融資

<p>2 <u>市長は、前項の規定により融資することが適当と認めるときは、金融機関にこれを通知する。</u></p> <p>3 <u>前項の通知を受けた金融機関は、市長の意見を尊重して<u>融資の審査</u>を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>金融機関は、前項の審査により融資することが適当と認めるときは、保証協会の保証に付するものとし、保証協会が保証の承諾をした後に、<u>融資を行うものとする。</u></u> (<u>融資あつ旋の取消し</u>)</p> <p>第12条 市長は、<u>融資あつ旋の決定を受けた者が<u>融資あつ旋の決定後45日</u>以内に借入手続を完了しないときは、取消しすることができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>融資あつ旋</u>を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>融資あつ旋の全部</u>又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができる。 (貸付金の実行及び回収報告書)</p> <p>第13条 金融機関は、第11条第4項の規定により資金の貸付けを行い、又は既に貸し付けたものの償還を受けたときは、貸付実行報告書及び回収状況報告書を市長に提出するものとする。 (損失補償)</p> <p>第15条 市は、この融資において保証協会が代位弁済をした場合は、<u>保証協会との損失補償契約に基づき算出した額</u>を保証協会に補償するものとする。</p>	<p>のあつ旋可否を決定しなければならない。</p> <p>2 <u>前項により融資することが適当と認めるときは、金融機関にこれを通知する。</u></p> <p>3 <u>前項の通知を受けた金融機関は、市長の意見を尊重して<u>融資</u>を行うものとする。</u></p> <p>(<u>融資の取消し</u>)</p> <p>第12条 市長は、<u>融資の決定を受けた者が<u>融資決定後30日</u>以内に借入手続を完了しないときは、取消しすることができる。</u></p> <p>2 市長は、<u>融資</u>を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>融資の全額</u>又は一部を取り消し、貸付金の返還を求めることができる。 (貸付金の実行及び回収報告書)</p> <p>第13条 金融機関は、第11条第3項の規定に基づき資金の貸付けを行い、又は既に貸し付けたものの償還を受けたときは、貸付実行報告書及び回収状況報告書を市長に提出するものとする。 (損失補償)</p> <p>第15条 市は、この融資において保証協会が代位弁済をした場合は、<u>その支払われた元金から中小企業信用保険法に基づき受領した保険金を控除した額の2分の1と、これによって支払う利息額との合計額</u>を保証協会に補償するものとする。ただし、<u>保証協会の責によらず保険金を受領できないときは、保証協会が代位弁済に際して支払う代位弁済元金及び利息額の合計額とする。</u></p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。
(春日部市融資審査会条例の廃止)
- 2 春日部市融資審査会条例(平成17年条例第126号)は、廃止する。
(春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 春日部市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年条例第47号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1（第1条関係）				別表第1（第1条関係）			
職名		報酬		職名		報酬	
スポーツ振興審議会委員		日額	6,700 円	スポーツ振興審議会委員		日額	6,700 円
				融資審査会委員		日額	6,700 円